

## 甲賀市地域防災計画の修正概要（案）

## 1 修正理由

職員初動マニュアルや避難勧告等の判断・伝達マニュアル等に現実的運用を反映するとともに、国の防災基本計画や滋賀県地域防災計画等との整合を図りつつ、時点修正等、所要の修正を加えるものです。

## 2 主な修正点

## (1) 職員初動マニュアル等の修正

- ・東海地震予知情報等と災害警戒体制の関係を明確にする。
- ・信楽高原鐵道と甲賀市総合政策部との役割分担を整理
- ・その他、現実の運用との整合を図る。

## (2) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正

- ・一級河川の水位設定見直しに伴う修正

## (3) 防災基本計画や滋賀県地域防災計画等との整合を図るための修正

- ・食料等の備蓄目標量の修正（防災基本計画）
- ・避難所運営における女性への配慮事項を具体化（滋賀県地域防災計画）
- ・避難経路・避難路の具体的基準を追記（土砂災害警戒避難ガイドライン）

## (4) その他

- ・治山対策の追記
- ・水防対策における警察官の援助要求を追記
- ・信楽高原鐵道の復旧計画の追記
- ・遺体安置所（検視場所）の明確化
- ・緊急避難場所の追加
- ・最新情報化
- ・誤記修正

◀ 該当箇所 ▶

甲賀市災害時職員初動マニュアル

3 地震時の対応

3. 1 配備基準 ページ：A-13

（2. 災害発生時対応フロー

2. 1 地震時 ページ：A-3～8）

◀ 提案理由 ▶

東海地震予知情報等が発令された際の災害警戒体制の配備基準を  
明確にするもの。

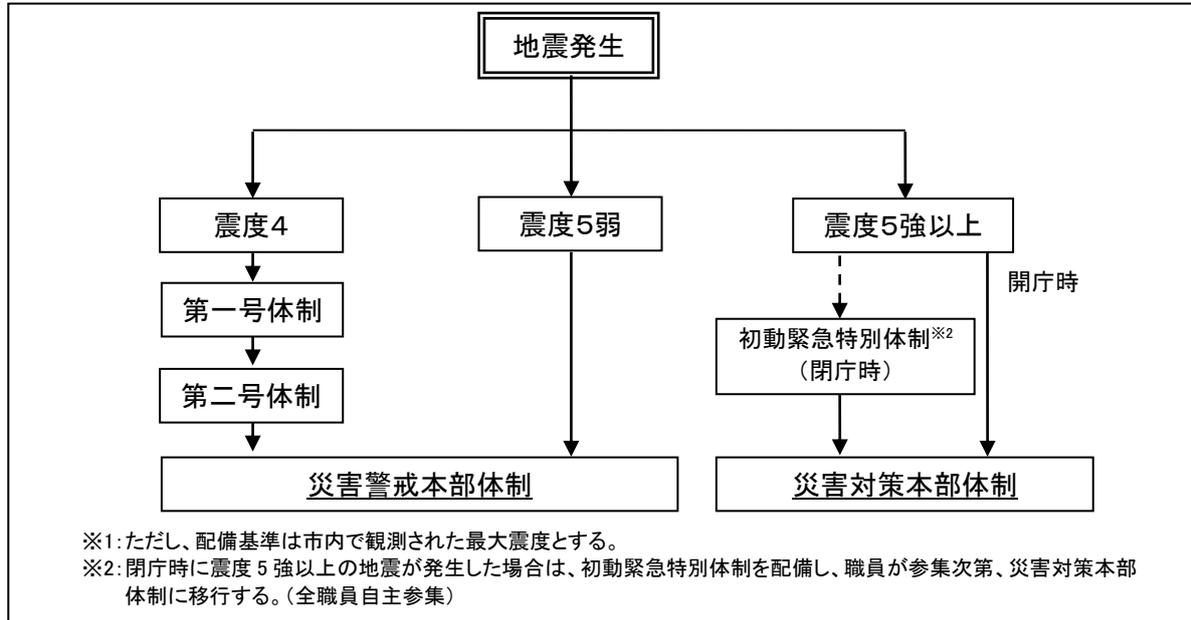
◀ 提案者 ▶

甲賀市（市長直轄組織）

3. 地震時の対応

3.1 配備基準

市内で地震が発生した場合における配備体制と配備基準は以下のとおりとする。



※参集場所は、原則として当該勤務場所とする。

体制		配備内容	配備基準	備考
警戒体制	第一号体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集</li> <li>警戒体制配備のための連絡体制の整備</li> </ul>	震度4の地震が発生したとき <u>東海地震の注意情報が発令されたとき</u>	第一号体制中に、配備を強化する必要が生じた場合は、第二号体制に移行する。
	第二号体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集（被害状況の把握）</li> <li>災害対策本部体制設置の連絡体制整備</li> <li>情報発信（報道、市民）の開始</li> </ul>	<u>東海地震の警戒宣言が発令されたとき</u>	第二号体制中に、配備を強化する必要が生じた場合は、災害警戒本部体制に移行する。
災害警戒本部体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集（被害状況の把握）</li> <li>情報発信（報道、市民）</li> <li>災害警戒本部体制の設置</li> </ul>	震度5弱の地震が発生したとき	災害警戒本部体制以上については、出動伝達を待たず、体制に応じて自主参集とする。
(閉庁時の発災) 初動緊急特別体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部体制の設置準備</li> <li>発災直後の活動（情報収集、職員参集等）</li> </ul>	震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	閉庁時に震度5強以上の地震が発生した場合は、初動緊急特別体制を配備し、職員が参集次第、災害対策本部体制に移行する。(全職員自主参集)
災害対策本部体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集（被害状況の把握）</li> <li>情報発信（報道、市民）</li> <li>災害対策本部体制での応急復旧</li> <li>関係機関との連絡調整</li> <li>他市町、その他関係機関への応援要請</li> </ul>		

◀ 該当箇所 ▶

甲賀市災害時職員初動マニュアル

3 地震時の対応 3. 3 配備体制

3. 3. 2 災害警戒本部の体制 ページ：A－16

（4 風水害時の対応 4. 3 配備体制

4. 3. 2 災害警戒本部の体制 ページ：A－21）

◀ 提案理由 ▶

本部員に部長級である会計管理者を加え、現状の運用との整合を図るもの。災害対策本部員ともなる。

◀ 提案者 ▶

甲賀市（会計管理組織）

3.3 配備体制

3.3.1 本部の設置場所

市内で地震が発生した場合の本部の設置場所は以下のように定める。なお、本部会議を行う場合、水口庁舎以外の本部員は、必要に応じて水口庁舎に参集すること。

<b>本部設置場所</b>	
警戒本部・対策本部　水口庁舎	
ただし、水口庁舎で活動や会議ができない場合等は甲南庁舎とする。	

3.3.2 災害警戒本部の体制

市内で震度5弱以上の地震が発生したときは、災害等の情報収集及びその通報並びに軽微な応急対応に当たる災害警戒本部を設置し対応する。

(1) 組織

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	危機・安全管理統括監、政策監、総合政策部長、総務部長、総務部理事、市民環境部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、水口医療介護センター事務部長（信楽中央病院事務部長）、 <u>会計管理者</u> 、消防長、消防団長

3.3.3 災害対策本部の体制

(1) 組織

災害対策本部は、市長を本部長とし、次の構成員をもって構成するものとする。災害対策本部の設置がなされたおりに本部長が不在の場合は、副本部長である副市長をその職務代行者とする。

また、副市長が不在のときには、危機・安全管理統括監がその職務代行をする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	災害対策本部各部長、次長、消防長、消防団長

No, 3～4

《 該当箇所 》

甲賀市災害時職員初動マニュアル

7 初動緊急特別体制

初動緊急特別体制時の活動内容 ページ：A-29

《 提案理由 》

本部設置の役割を総括班に移し、議会班の活動内容を市議会との連絡調整に限定することで、市議会との連携の充実を図るもの。

《 提案者 》

甲賀市（市長直轄組織）

No, 5～6

《 該当箇所 》

甲賀市災害時職員初動マニュアル

7 初動緊急特別体制

初動緊急特別体制時の活動内容 ページ：A-29

《 提案理由 》

水口地域と他の地域とで実際の活動内容に差異はないことから、現状との整合を図るもの。

《 提案者 》

甲賀市（総合政策部）

No, 7

《 該当箇所 》

甲賀市災害時職員初動マニュアル

7 初動緊急特別体制

初動緊急特別体制時の活動内容 ページ：A-29

《 提案理由 》

上下水道部 上水道班と下水道班 の任務分担を入れ替え、現状の運用との整合を図るもの。

《 提案者 》

甲賀市（上下水道部）

班名	初動緊急特別体制時の活動内容
本部員	○各班及び各部の調整及び総括
総括班	○地震情報、被害情報の収集 ○本庁舎及び各施設の被害状況の把握 ○避難所の開設判断及び指示 ○避難勧告の判断及び指示 <u>○本部設置場所の確保と本部の設置</u>
渉外広報班	○市民や報道機関に対する情報提供
議会班	<u>○市議会等の連絡調整</u>
情報収集班	○水口庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保 <u>○地震情報、被害情報の収集及び取りまとめ</u>
<del>市民支援班 調査応急対策班 (水口地域)</del>	<del>○地震情報、被害情報の収集</del>
市民支援班・ 調査応急対策班 <del>(主山、甲南、 甲賀、信楽地域)</del>	○各地域市民センターの被害状況の把握及び本部への報告 ○危険箇所には立ち入り禁止措置を行う ○各地域市民センターの通信機能の確認と回線の確保
職員班・文書班	○職員の参集状況の把握と参集職員への配備要請
財政班・会計班	○本庁舎の被害状況の把握及び本部への報告
被害調査班	○危険箇所には立ち入り禁止措置を行う
避難所対策班・ 市民生活班	○避難所の開設に関する事（避難所の被害状況の確認及び避難所開設）
福祉救援班	○福祉避難所の開設に関する事（避難所の被害状況の確認及び避難所開設） ○要配慮者の救援状況の確認、情報収集
救護班	○医療救護及び救護所の設置運営に関する事（医療機関等の被害状況の確認）
農林対応班	○所轄避難施設の被害状況の確認
道路河川対応班・ 住宅対応班	○道路、河川等関係の被害状況調査に関する事 ○緊急輸送道路確保に関する事
環境班	○ライフライン機能の確認と関係機関への連絡調整
物資調達配給班	○初動期に必要な防災資機材等の確保
上水道班	<u>○危険箇所には立ち入り禁止措置を行う</u>
下水道班	<u>○甲南庁舎の被害状況の把握及び本部への報告</u>
学校教育班・ 食料支援班・ 社会施設班	○甲南庁舎の通信機能の確認と回線の確保 ○教育委員会施設の被害状況の把握及び本部への報告

◀ 該当箇所 ▶

甲賀市災害時職員初動マニュアル

8 資料

8. 2 災害対策本部体制事務分掌 ページ：A-32

（2. 災害発生時対応フロー

2. 1 地震時 ページ：A-3）

（2. 災害発生時対応フロー

2. 2 風水害時 ページ：A-8）

◀ 提案理由 ▶

総合政策部 情報収集班 の任務分担に初動緊急特別体制時の活動内容を加え、整合を図るもの。

◀ 提案者 ▶

甲賀市（総合政策部）

8.2 災害対策本部体制事務分掌

部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担			
市長直轄組織  危機・安全管理 統括監  政策監 危機管理監 管理監	総括班	危機管理課長	・消防団（水防団）に関すること。			
			・県、警察、消防署等の防災関係機関との連絡調整に関すること。			
			・本部の設置及び閉鎖に関すること。			
			・市長直轄組織内の調整に関すること。			
			・災害対策の総括に関すること。			
			・電気、ガス、通信機関の情報に関すること。			
			・ライフライン情報に関すること。			
			・危険物施設の災害に関すること。（消防本部）			
			・自衛隊の応援要請に関すること。			
			・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関すること。			
	渉外 広報班	広報課長 (秘書課長)	・報道機関に対する情報提供、連絡調整に関すること。			
			・市民に対する情報周知に関すること。			
			・市防災行政無線の利用に関すること。 (甲南第一地域市民センター)			
			・災害にかかる広報・広聴に関すること。			
総合政策部 総合政策部長 総合政策部次長	情報 収集班	政策推進課長 (情報政策課長) (公共交通推進室長) (情報基盤整備推進室長)	・被害状況の情報収集及び取りまとめに関する こと。			
			・各部局への情報提供に関すること			
			・ <u>信楽高原鐵道並びに、公共交通機能の被害状 況の情報収集及び使用可能性に関すること。</u>			
			・ <u>水口庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線 の確保</u>			
			・所管施設の被害調査・応急手当に関すること。			
			・部内の調整に関すること。			
			・公共交通機能の確保及び利活用に関すること			
			・災害復興方針、計画に関すること。			
			総務部 総務部長 総務部理事 総務部次長 総務部管理監  会計管理組織	文書班	総務課長 (法務室長)	・部内の調整に関すること。
				職員班	職員課長	・災害関係職員の動員に関すること。
・他の部等への応援に関すること。						
・参集していない職員の安否確認に関すること						
・災害派遣職員の身分取扱いに関すること。						
財政班	公有財産管理室長 (財政課長) (契約検査課長)	・広報用車両及び災害時対応車両の確保及び配 車に関すること。				
		・災害関係の予算に関すること。				
		・市有財産（行政財産を除く。）の管理に関す ること。				
被害 調査班	税務課長 (滞納債権対策課長)	・建物被害状況調査に関すること。				
		・災害減免及び猶予に関すること。				
会計班	会計課長	・り災証明の発行に関すること。				
		・災害時に必要な物品の出納に関すること。				
		・義援金の受け入れ、保管に関すること。 ・災害関係経費の支出に関すること。				

◀ 該当箇所 ▶

第1編 第1章 総則

第6節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき業務の大綱

ページ：I-1-9

第1編 第4章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 災害を未然に防ぐ施設の整備・維持管理

第1 防災空間の整備 ページ：I-4-1（添付省略）

第1編 第4章 災害に強いまちづくりの推進

第5節 施設等の整備

第8 鉄道施設の安全化 ページ：I-4-15（添付省略）

第1編 第7章 災害時の応急対策

第8節 鉄道施設応急対策計画 ページ：I-7-25

「甲賀市地域防災計画担当課一覧表」（添付省略）

第3編 第2章 災害時の応急対策（特殊災害（事故災害）編）

第2節 鉄道施設応急対策計画 ページ：III-2-9

◀ 提案理由 ▶

信楽高原鐵道と甲賀市総合政策部との役割分担を整理するもの。

◀ 提案者 ▶

信楽高原鐵道（及び甲賀市（総合政策部））

【指定地方公共機関が処理すべき事務又は業務の大綱】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 内 容
近江鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道施設の整備と防災管理</li> <li>・ 災害時における鉄道車両、自動車等による救助物資及び避難者等の緊急輸送の協力</li> <li>・ 被災鉄道施設の復旧</li> </ul>
<u>信楽高原鐵道株式会社</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の緊急輸送の協力</u></li> </ul>
一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における自動車による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力</li> </ul>
滋賀県土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ため池及び農業用施設の整備と防災管理への支援</u></li> <li>・ <u>農地及び農業用施設の被害調査と復旧への支援</u></li> </ul>
一般社団法人滋賀県医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における医療救護の実施</li> <li>・ 災害時における防疫の協力</li> </ul>
公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における医療救護の実施</li> <li>・ 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力</li> <li>・ 災害時における医薬品等の管理</li> </ul>
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（甲賀市社会福祉協議会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害ボランティア活動の支援</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難支援への協力</li> </ul>
株式会社京都放送（滋賀支社） びわ湖放送株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送施設の保全</li> <li>・ 市民等に対する防災知識の普及</li> <li>・ 気象予警報、被害状況等の報道</li> <li>・ 被災放送施設の復旧</li> <li>・ 社会事業団等による義援金品の募集</li> </ul>
一般社団法人滋賀県LPガス協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス施設の整備と防災管理</li> <li>・ 災害時におけるガス供給の確保</li> <li>・ 被災施設の復旧</li> </ul>

## 第 8 節 鉄道施設応急対策計画

◎公共交通推進室、西日本旅客鉄道株式会社（京都支社）、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵道株式会社

## 1. 計画方針

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を踏むために必要な対策計画を確立する。

## 2. 鉄道施設の応急対策

## (1) 西日本旅客鉄道・近江鉄道

鉄道施設の災害応急対策は「III 編 第 2 章 第 2 節 鉄道施設応急対策計画」に定める計画により被害を最小限にとどめる。

## (2) 信楽高原鐵道

## ア 災害対策本部の設置

鉄道施設の災害が発生した場合、市は災害対策本部を設置し、被害の拡大防止と旅客の安全確保に努め、被害を早急に復旧して輸送の早期再開を図る。また、鉄道事業者は、災害発生時には現地復旧本部を設置し、市の災害対策本部と連携して被害拡大を防止する。

## イ 災害対策本部の業務

- (ア) 被害情報の収集と現地本部への伝達
- (イ) 災害箇所の調査及び報告
- (ウ) 応急復旧工事用機器材料の調達
- (エ) 必要に応じ、警戒区域を設定、住民の立入制限、退去等を命令

ウ 第 2 種鉄道事業者の業務

- (ア) 社員の非常招集
- (イ) 災害箇所の調査及び報告

エ 第 3 種鉄道事業者の業務

- (ア) 職員の非常招集
- (イ) 災害箇所の調査及び報告
- (ウ) 代替輸送業務

## オ 地震発生時の応急対策

当務駅長は、地震が発生した場合は実施基準等に基づき、最も安全な処置をとる。

## 甲賀市地域防災計画修正案（抜粋）

## 第 2 節 鉄道施設応急対策計画

## 第 1 鉄道事業者の方針

## ◎公共交通推進室、西日本旅客鉄道株式会社（京都支社）、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵道株式会社

災害発生の場合、防災業務計画、鉄道事故及び災害処置要項、災害時運転取り扱い要項の定めるところにより、被害を最小限におさえ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

## 第 2 鉄道事業者の措置

## ◎公共交通推進室、西日本旅客鉄道株式会社（京都支社）、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵道株式会社

鉄道事業者はあらかじめ作成した、以下の計画に基づき、応急対策を講じる。

第 1 種鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社（京都支社）、近江鉄道株式会社）

1. 災害情報の収集、伝達体制
2. 災害が発生した場合の列車等の運転方法
3. 運転規制の基準及び連絡、指示
4. 災害対策本部の設置（基準、体制等）
5. 被害状況の収集、報告
6. 旅客等への広報、情報の提供
7. 各施設の応急復旧工事
  - (1) 応急復旧要員、資器材の確保
  - (2) その他の機関との応援体制の確立
8. 代替輸送の方法

第 2 種鉄道事業者（信楽高原鐵道株式会社）

1. 災害情報の収集、伝達体制
2. 災害が発生した場合の列車等の運転方法
3. 運転規制の基準及び連絡、指示
4. 被害状況の収集、報告
5. 旅客等への広報、情報の提供

第 3 種鉄道事業者（甲賀市）

1. 災害情報の収集、伝達体制
2. 災害対策本部の設置（基準、体制等）
3. 被害状況の収集、報告
4. 各施設の応急復旧工事
  - (1) 応急復旧要員、資器材の確保
  - (2) その他の機関との応援体制の確立
5. 代替輸送の方法

《 該当箇所 》

甲賀市避難勧告等の判断・伝達マニュアル

第 I 編 水害 3 避難勧告等の判断基準

ページ：B-16～27

（3 避難勧告等の判断・伝達フロー ページ：B-5）

《 提案理由 》

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改正に伴い、一級河川野洲川、杣川、大戸川の管理者である滋賀県において、それぞれの水位設定の見直しが行われることから、これに合わせて基準を見直すもの。

《 提案者 》

甲賀市（市長直轄組織）

①野洲川（洪水予報河川）

河川区分	洪水予報河川	
河川の特性	洪水により相当規模以上の損害が発生する可能性のある河川で、水位や流量の予報が行われる河川	
河川名	野洲川	
水位観測所	水口橋水位観測所	
対象地区	柏木小学校区、貴生川小学校区、綾野小学校区、水口小学校区、大野小学校区、佐山小学校区、土山小学校区、鮎河小学校区	
判断のタイミング	日中	夜間・早朝
避難準備情報	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき</li> <li>①大雨警報、②洪水警報、③暴風警報、④大雪警報、⑤暴風雪警報</li> </ul>
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当日の日連続雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき。</li> </ul>
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当日の日連続雨量が80mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき。</li> </ul>
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>当日の日連続雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量50mm以上の豪雨が予想されるとき。</li> <li>気象情報などで、時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続けると予想されるとき。</li> <li>信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が150mmを超えると予想されるとき。</li> </ul>
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準：時間雨量90mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録的短時間大雨情報が発表</li> </ul>
	水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「<u>避難判断水位</u>」に達し、1時間以内には「<u>はん濫危険水位</u>」に達する見込みがある場合(水口橋⇒貴生川小学校区・柏木小学校区)又は、はん濫警戒情報が発令された場合</li> <li>水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が100cm未満となったとき</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難準備開始の目安(橙色)」と判定された場合</li> </ul>	
経験則	—	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>15:30時点で、累積雨量が100mm以上で、気象情報等で、さらに100mm以上の降雨が予想される場合。</li> <li>15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「<u>避難判断水位</u>」に達し、深夜・早朝に「<u>はん濫危険水位</u>」に達する見込みがある場合</li> <li>15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が100mm以上の降雨が予想される場合。</li> </ul>

避難勧告	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の警報の1以上が発表され、本市に災害が発生するおそれが高いと市長が認めるとき             <ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報、②洪水警報、</li> <li>③暴風警報、④大雪警報、</li> <li>⑤暴風雪警報</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15:30 時点で、累積雨量が 150mm 以上で、気象情報等で、さらに 150mm 以上の降雨が予想される場合。</li> <li>15:30 時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、深夜・早朝に越水する見込みがある場合</li> <li>15:30 時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が 150mm 以上の降雨が予想される場合。</li> </ul>
	雨量	<ul style="list-style-type: none"> <li>前日までの連続雨量が 150mm 以上あった場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>当日の日雨量が 50mm を超え、時間雨量が 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。</li> <li>当日の日雨量が 50mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。</li> </ul> </li> <li>前日までの連続雨量が 1mm(降雨記録あり)～150mm の場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>当日の日雨量が 80mm を超え、時間雨量が 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。</li> <li>当日の日雨量が 80mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。</li> </ul> </li> <li>前日までの降雨がない場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>当日の日連続雨量が 100mm を超え、時間雨量 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。</li> <li>当日の日雨量が 100mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。</li> <li>当日の日雨量が 50mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 80mm 以上の猛烈な雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。</li> <li>信楽地域において、2 時間後に降り始めからの連続雨量が 150mm を超えたとき。</li> </ul> </li> <li>記録的短時間雨量（滋賀県発表基準：時間雨量 90mm）             <ul style="list-style-type: none"> <li>記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量 50mm 以上の豪雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。</li> </ul> </li> </ul>	
	水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、1時間以内に越水する見込みがある場合（水口橋⇒貴生川小学校区・柏木小学校区）</li> <li>水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が 50cm 未満となったとき</li> </ul> <p>(注) 野洲川ダム及び青土ダムの管理事務所から「ダム操作規則のただし書き操作」を実施すると連絡が入った場合は、洪水の危険性を考慮し避難勧告若しくは避難指示を浸水想定区域住民に発令する。</p>	
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難開始の目安・土砂災害基準超過のおそれ(桃色)」と判定された場合</li> <li>土砂災害警戒情報の発令された場合</li> </ul>	
	経験則	<ul style="list-style-type: none"> <li>破堤につながるような漏水等が発見された場合</li> <li>堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合</li> <li>樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合</li> </ul>	

避難指示	気象注意報・警報・特別警報	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15:30 時点で、累積雨量が 150mm 以上で、気象情報等で、さらに 200mm 以上の降雨が予想される場合。</li> <li>・15:30 時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、深夜・早朝に河川の越水が見込まれる場合</li> <li>・15:30 時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が 200mm 以上の降雨が予想される場合。</li> </ul>
	前日までの連続雨量が 150mm 以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当日の日雨量が 150mm を超え、時間雨量が 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。</li> <li>・当日の日雨量が 150mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。</li> </ul>	
	前日までの連続雨量が 1mm(降雨記録あり)～150mm の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当日の日雨量が 180mm を超え、時間雨量が 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。</li> <li>・当日の日雨量が 180mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。</li> </ul>	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当日の日雨量が 200mm を超え、時間雨量が 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。</li> <li>・当日の日雨量が 200mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。</li> <li>・当日の日雨量が 100mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 80mm 以上の猛烈な雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。</li> <li>・信楽地域において、2 時間後に降り始めからの連続雨量が 200mm を超えたとき。</li> </ul>	
	記録的短時間雨量（滋賀県発表基準：時間雨量 90mm）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量 80mm 以上の豪雨が 1 時間以上降り続くと予想されるとき。</li> </ul>	
水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合又は越水した場合</li> <li>・水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が 30cm 未満となったとき</li> </ul> <p>(注) 野洲川ダム及び青土ダムの管理事務所から「ダム操作規則のただし書き操作」を実施すると連絡が入った場合は、洪水の危険性を考慮し避難勧告若しくは避難指示を浸水想定区域住民に発令する。</p>		
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県土砂災害警戒情報において、当該地域が「土砂災害発生のおそれ・土砂災害基準超過(赤色)」と判定された場合</li> </ul>		
経験則	—		
解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の解除については、水位がはん濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合については、河川からのはん濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。</li> </ul>		

《 該当箇所 》

第1編 第5章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災意識の啓発 第1 市民に対する防災知識の普及啓発

ページ：I-5-1

第1編 第6章 災害に強いシステムづくりの推進

第3節 救援体制整備計画 第3 食料、生活用品等の充実

ページ：I-6-11（添付省略）

第1編 第7章 災害時の応急対策

第19節 災害救助保護計画

第4 食料供給計画 ページ：I-7-87、88（添付省略）

《 提案理由 》

「防災基本計画」との整合を図るとともに、甲賀市地域防災計画で異なった記載がされているところの整合を図るもの。

《 提案者 》

甲賀市（市長直轄組織）

## 第 5 章 災害に強い人づくりの推進

災害に強い人づくりとして、本章では、市職員はもとより、市民一人ひとりの防災意識を高め、自助、共助、公助の理念のもと、自主防災組織の強化や災害ボランティアの推進について定める。

### 第 1 節 防災意識の啓発（防災知識普及計画）

災害から市民の生命、身体の安全及び財産を守るためには、行政機関をはじめ各機関の防災対策だけでなく、市民一人ひとりの災害に対応する「防災力」を高めていく必要がある。そのため、防災関係機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して、市民のための防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

なお、市民が外出先等で津波の被害に遭うことも考えられるため、津波から身を守るための知識の普及に努める。

#### 第 1 市民に対する防災知識の普及・啓発

◎危機管理課、○広報課、○長寿福祉課、○子ども未来課、○社会教育課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部、市社会福祉協議会

市及び各機関は、災害発生時に、市民が的確な判断に基づいて行動できるよう、市民に対し、災害についての正しい知識、平常時や災害時発生時の心得等について啓発し、防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

##### 1. 普及・啓発すべき内容

防災知識の普及は、概ね次の事項を重点にその普及徹底を図る。

###### (1) 地域防災計画の概要

災害対策基本法第 42 条に基づく「市地域防災計画」の要旨

###### (2) 災害予防の概要

災害による被害の軽減又は防止が、各世帯に対して防災知識を普及徹底することによって達成される事項、例えば、火災の予防あるいは、台風時における家屋の保全方法等

###### (3) 平常時の心得（日ごろの準備）

- ・住宅の点検（住宅の耐震性、ブロック塀補強等）
- ・屋内の整理点検（家具転倒防止等）
- ・火災の防止
- ・応急看護
- ・非常食料・水の準備（最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の備蓄）
- ・避難地、避難場所、避難路の確認
- ・緊急連絡先の確認
- ・非常持出品の準備

###### (4) 災害発生時の心得

- ・場所別、状況別の心得

## 第 3 食料、生活用品等の充実

◎商工政策課、○農業振興課

## 1. 計画方針

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に、かつ、その機能を有効、適切に発揮できるようにするため、平常時における必要資機材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達可能な体制を確保する。

## 2. 現況

市は、被災者及び防災従事者に対し、米穀等の応急食の提供を実施するため、食料供給の万全を図る必要がある。そのため、市は各家庭や自治会、自主防災組織と一体となって災害発生直後の応急期に必要なと想定される食料を確保する体制の整備に努めている。

## 3. 事業計画

市は、救助物資及び資機材の備蓄に努めるものとし、避難所施設等での備蓄体制を整備する。また、災害対策本部等用として、飲料水・食料、燃料等の確保に努める。食料及び生活必需品については、その耐用年数等に鑑み多量の備蓄を行うことが困難であることから、被災時において不足する物資は、随時調達することを原則とする。

## (1) 非常用物資の備蓄

## ア 食料及び生活必需品の備蓄

## (ア) 行政備蓄

行政備蓄として、避難施設等を中心に備蓄倉庫を整備し、被災者が 2 日間程度の生活に必要な食料、生活必需品等の備蓄に努める。

## (イ) 家庭備蓄

各家庭においては最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の食料及び生活必需品を備蓄する。

また、非常時の持ち出し品として、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を準備し、置場所を決めておく。常備医薬品等や乾電池については、期限等に注意し、定期的に点検して入れ替えを行う。

【資料編 2.3 非常持ち出し品チェックリスト（消防庁作成）】

## (ウ) 流通備蓄

食料及び生活必需品は、県が大規模小売店等の流通業者と協定を結んでおり、甲賀土木事務所に要請し確保するとともに、市内販売店とも協定を結ぶように努める。

## (2) 備蓄品の管理

備蓄倉庫は毎年 1 回点検し、備蓄品の補充・更新を行う。

【資料編 11 備蓄倉庫台帳】

《 該当箇所 》

第 1 編 第 7 章 災害時の応急対策

第 1 7 節 避難救出計画

第 3 避難経路・避難路 ページ：I－7－73

《 提案理由 》

改正された「土砂災害警戒避難ガイドライン」に沿って、避難経路・避難路を選定する際により具体的な基準を追記するもの。

《 提案者 》

甲賀市（市長直轄組織）

## 第 3 避難経路・避難路

◎危機管理課、○各地域市民センター

## 1. 計画方針

避難経路、避難路については、二次災害に巻き込まれることのないよう、被災状況に応じて最も安全と判断される経路を選択することを定める。

## 2. 計画内容

指定緊急避難場所となるところについては、区・自治会等において、自主防災組織等を中心に地域で定めた避難経路で移動する。また、指定緊急避難場所から指定避難所へ移動する場合は、災害箇所を避けた中で、より安全な経路で移動する。

【資料編 10 避難所台帳】

3. 避難経路・避難路

避難経路・避難路については、「過去に浸水や土砂災害等の災害が発生した場所」や「既に浸水している場所」、「アンダーパス、河川の堤防道路や狭小な道路、老朽化した建築物、開水路や急斜面の近く等、災害が発生する可能性の高い場所」を避け、最も早く浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の外へ移動できる経路を選定する。

## 第 4 避難場所・避難所の指定

◎危機管理課、○各地域市民センター

## 1. 計画方針

被災者の安全を確保しつつ、迅速に収容できる避難場所及び避難所を定める。

## 2. 避難所の指定

市は、避難が行われるときには、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、「別冊 避難所台帳」に定める指定緊急避難場所及び指定避難所を避難所として指定する。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設し、避難所の場所等を速やかに被災者に周知する。

【資料編 10 避難所台帳】

## 3. 避難所への避難順序

災害が発生した場合、まず身近な集会所・公民館、小学校等の指定緊急避難場所に避難する。そこで、人員の確認を行うとともに、当該避難場所が危険な場合は他の指定緊急避難場所に避難する。また、被災した後において、浸水や倒壊等で住宅に居住できない被災者については、その対象者数や避難所の状況に応じ、指定避難所に移動する。

《 該当箇所 》

第 1 編 第 7 章 災害時の応急対策

第 1 7 節 避難救出計画

第 5 避難所の開設等 ページ： I - 7 - 7 5

《 提案理由 》

避難所の運営における配慮事項の詳細を記載し、「防災基本計画」及び「滋賀県防災計画」との整合を図るもの。

《 提案者 》

滋賀県（女性活躍推進課）

- ア 避難所開設日時、場所及び施設名
- イ 収容状況及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み
- エ その他参考となる事項

避難所の開設にあたっては、著しく以上かつ激甚な非常災害であり、当該災害に関わる避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対する住居の迅速な提供が必要と認められるときには、当該災害を政令で指定し、政令で定める区域及び期間において市長が設置する避難所等については、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第 17 条の規程は適用されない。（災害対策基本法 第 86 条の 2）

## （2）避難所の運営

### ア 避難所の管理

避難所を開設したときは、直ちに避難場所に担当職員を派遣し、避難者の把握と保護及び避難所の秩序保持等の管理を行う。市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に配慮する。

さらに、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

### イ 管理様式

避難所責任者は、被災者の出入を確実に把握し、一定時間ごとに市本部へ次の事項を記録し報告する。

【資料編 6.29 避難者カード（様式第 1 号）】

【資料編 6.30 避難者名簿（様式第 2 号）】

【資料編 6.31 避難所受入状況調（様式第 3 号）】

【資料編 6.32 避難所物品の受け払い簿（様式第 4 号）】

【資料編 6.33 被災者給貸与品明細書（様式第 5 号）】

【資料編 6.34 避難所職員勤務状況（様式第 6 号）】

【資料編 6.35 避難所日誌（様式第 7 号）】

### ウ 給水、給食等の実施

避難者に対し、給水、給食を実施するとともに、生活必需品等の供与・貸与を行う。

### エ 健康対策

避難者の健康保持のため、市本部、県本部、県地方本部（保健所）及び医療機関が連携して、健康相談、健康教育を行うとともに、必要な保健・医療・福祉のサービスが確保されるように調整及び支援する。

《 該当箇所 》

第 2 編 第 2 章 風水害・土砂災害に強いまちづくり

第 2 節 土砂災害に強いまちづくり

第 5 治山対策 ページ：Ⅱ－2－6

《 提案理由 》

平成 26 年度からの新規事業を追記するもの。

《 提案者 》

甲賀市（産業経済部）

## 2. 事業計画

### (1) 土砂災害警戒情報等の伝達方法

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により、市民等及び要配慮者の迅速な避難を確保する。

### (2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域にある自治会の土砂災害時における避難場所（当該避難場所が土砂災害警戒区域にある場合は、最寄の安全な避難場所）をあらかじめ指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。なお、避難経路及び避難誘導體制については、自治会ごとに順次定める。

### (3) ハザードマップの配布

土砂災害警戒区域内の市民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、土砂災害警戒区域を示したハザードマップを配布し、土砂災害に対する危険性の啓発に努める。

## 第 5 治山対策

### ◎林業振興課、甲賀森林整備事務所

## 1. 計画方針

荒廃している森林の復旧整備や土砂の流出を防止するため、復旧治山事業や予防治山事業等を推進し、県営治山事業等を要望するなか、人家の裏山等における里山防災整備事業を推進し、小規模で直撃型の災害に対しては林地崩壊防止事業や単独治山事業等の推進を図る。

山間地域の市民の日常生活道路として、また、災害時における資材運搬道路としての林道については、早期に災害箇所を復旧するとともに、特に防災上重要な路線については、改良事業等を推進し強化を図る。

## 2. 事業計画

市域の山腹崩壊危険地区に対しては、土留工等の山腹基礎工を施行した上、山腹斜面の早期緑化により安定させ、山崩れによる被害の防止を図る。

また崩壊土砂流出の危険のある荒廃溪流に対しては堰堤工、谷止工、床固工等を施工して山脚部の安定を図るとともに、既設工作物の点検を実施して亀裂や洗掘部の補修を早急に実施する。

また、人家周辺に対しては里山防災整備事業により防災機能を高め、小規模崩壊等については、林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対策事業、県単独治山事業等によって対処する。

## 3. 基幹林道整備

集落間やう回路等の防災上重要な基幹林道は、孤立集落の防止、物資の輸送等非常に重要なため、林道の整備を促進する。

《 該当箇所 》

第 2 編 第 5 章 災害時の応急対策（風水害・土砂災害編）

第 2 節 他の水防機関との協力、応援

ページ：Ⅱ－5－4

《 提案理由 》

「水防計画作成の手引き」に沿って、水防法に基づく警察官の援助  
要求を追記するもの。

《 提案者 》

甲賀市（市長直轄組織）

## 第 2 節 他の水防機関との協力、応援

### 第 1 水防管理団体相互の協力・応援

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課

#### 1. 協力体制の確保

隣接する湖南市、大津市と協力応援等水防事務に関し、連絡体制を整備し、協力できる関係を構築する。

#### 2. 緊急時の応援要請

水防法第 23 条に基づき緊急の必要がある場合は、他の市町村に対して応援を求める。

#### 3. 応援対応

他の市町村から応援を求められた場合には、水防に支障のない範囲で必要な器具資材を携行急援する。この場合応援を求めた管理者の下に行動する。

### 第 2 警察官の援助要求

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課

水防法第 22 条に基づき、水防のため必要があると認めるときは、甲賀警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、「I 編 第 7 章 第 3 節 災害警備計画」の定めに準じる。

《 該当箇所 》

第4編 第1章 災害復旧・復興計画

第2節 公共施設の災害復旧計画

第2 復旧事業の方針 ページ：IV-1-3

《 提案理由 》

作成中であった手続き概要を新規に記載するもの。

《 提案者 》

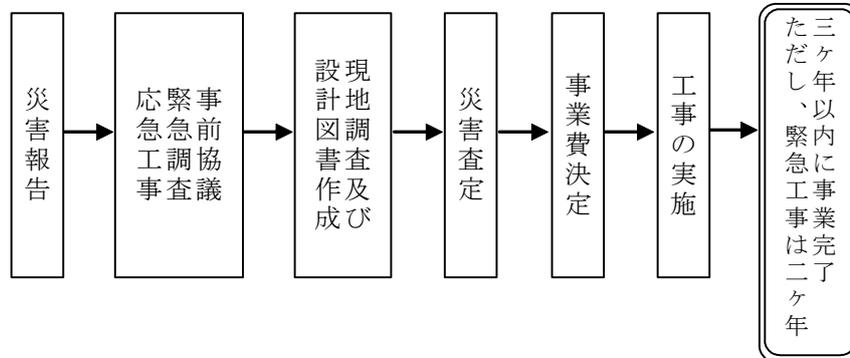
甲賀市（総合政策部）

## 甲賀市地域防災計画修正案（抜粋）

## 3. 公共土木施設災害復旧の取り扱い手続き

公共土木施設災害復旧事業の取扱い手続きは次のとおりである。

## (1) 公共土木施設災害復旧事業



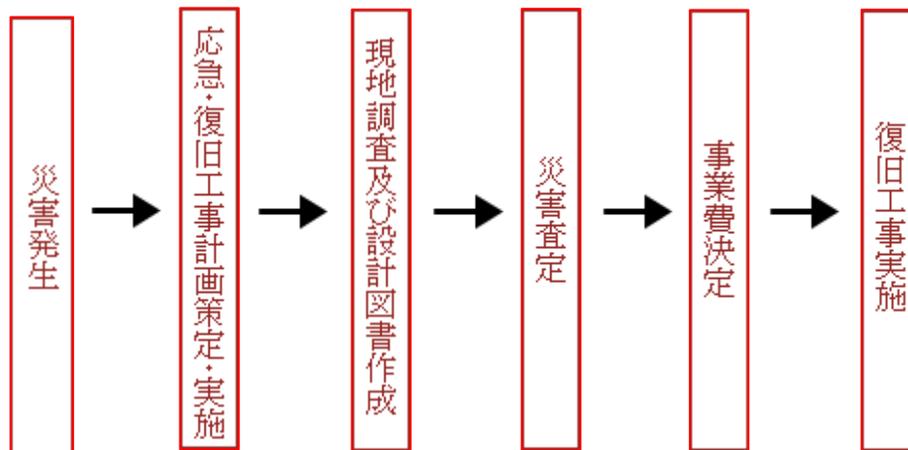
なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。

## (2) 小災害の措置について

上記以外の小災害で、将来再び出水等の際に被害の原因をなすと認められるものは、市単事業として災害復旧を速やかに実施する。

## 4. 鉄道施設災害復旧の取り扱い手続き

## (1) 鉄道施設災害復旧事業



信楽高原鐵道の災害復旧については、鉄道軌道整備法に基づく鉄道災害復旧事業費補助金等を活用する。なお、採択され得る限度額及び範囲については、同法令等により運営される。

## (2) 小災害の措置について

上記以外の小災害については、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

《 該当箇所 》

資料編 1. 5. 1 野外収容施設仮設場所

資料編 1. 5. 2 遺体安置所（検視場所）

資料編 1. 7 各地区の輸送拠点

《 提案理由 》

甲賀警察署からの申出により、遺体安置所（検視場所）を新たに記載するもの。これに伴い、輸送拠点として水口地域のサントピア水口及び甲南地域の甲南B&G体育館を削ります。また、野外収容施設仮設場所の資料番号を1. 5から1. 5. 1に改めます。

《 提案者 》

甲賀警察署及び甲賀市（市民環境部、市長直轄組織）

1.5.1 野外収容施設仮設場所

地域	仮設場所の名称
<u>水口</u>	水ロススポーツの森陸上競技場、同多目的グラウンド、同野球場、ひのきが丘公園野球場、古城が丘公園グラウンド、柏木ふれあい運動公園
<u>土山</u>	土山グラウンド、鮎河農村公園、大野農村公園
<u>甲賀</u>	甲賀グラウンド、甲賀健康の森グラウンド
<u>甲南</u>	甲南グラウンド、甲南中央運動公園サッカー場
<u>信楽</u>	信楽運動公園多目的広場 1、同 2、屋根付多目的広場、多羅尾山村広場

1.5.2 遺体安置所（検視場所）

地域	遺体安置所（検視場所）の名称
<u>水口</u>	<u>サントピア水口</u>
<u>土山</u>	<u>土山室内運動場</u>
<u>甲賀</u>	<u>上野ドーム</u>
<u>甲南</u>	<u>甲南B&amp;G体育館</u>
<u>信楽</u>	<u>信楽運動公園屋根付多目的広場</u>

1.7 各地区の輸送拠点

地域	施設名	所在地	電話
水口	水口体育館	甲賀市水口町本丸 1-20	62-9589
	岩上体育館	甲賀市水口町新城 653	63-7040
	<u>サントピア水口</u>	<u>甲賀市水口町北内貴 1-1</u>	<u>63-2952</u>
土山	土山体育館	甲賀市土山町北土山 414-2	66-0091
甲賀	甲賀中央公園体育館	甲賀市甲賀町相模 124-7	88-2190
甲南	甲南体育館	甲賀市甲南町葛木 977	86-6971
	<u>甲南B&amp;G体育館</u>	<u>甲賀市甲南町葛木 30-11</u>	<u>86-6971</u>
信楽	信楽体育館	甲賀市信楽町長野 1310	82-0934

《 該当箇所 》

資料編 10 避難所台帳

水口地域 緊急避難場所 ページ：資10-4

土山地域 緊急避難場所 ページ：資10-11

甲南地域 緊急避難場所 ページ：資10-15

《 提案理由 》

地元（区役員・住民）からの申出により、緊急避難場所を新たに記載するもの。新たな緊急避難場所は、承認後、告示行為が必要となります。

《 提案者 》

南林口、的場地域：水口中央公民館（洪水等・崖崩れ等・地震）

前野区：前野区民広場（地震）

池田団地区：池田団地自治会館（洪水等・崖崩れ等・地震）

指定緊急避難場所一覧表（抜粋）

NO	学区	区・自治会	地域地区	施設・場所名	所在地	施設管理者	連絡先	対象とする異常な現象の種類			想定収容可能人数 (屋内: 2㎡あたり1人 屋外: 1㎡あたり1人)		指定避難所との重複
								洪水内水氾濫	崖崩れ土石流地滑り	地震	屋内	屋外	
72	綾野	-	南林口、 的場	水口中央 公民館	水口町本丸 1-20	甲賀市	62- 0488	○	○	○	528	1600	○
50	大野	前野		前野区民広場	土山町前野 209	地元区・自治会等	-			○	0	4000	
36	甲南中部	池田団地		池田団地 自治会館	甲南町池田 1545-34	地元区・自治会等	-	○	○	○	58	479	